

第23回平塚市景観審議会

- 1 日時 令和4年8月24日(水)
午前10時10分～午前11時55分
- 2 場所 平塚市役所本館6階 619会議室
- 3 出席委員 5名
野原 卓、小沢 朝江、阿部 貴弘、町田 怜子、田嶋 豊
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 田代 卓也
まちづくり政策課
課長 平田 勲
課長代理兼都市景観担当長 川嶋 隆史
主査 河村 裕介
主査 星野 誠
主査 角田 巧
- 5 会議の成立 平塚市景観規則第45条第2項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 6 傍聴者 0名
- 7 あいさつ
- 8 議事
 - ・報告事項 今後の景観・屋外広告物施策について(非公開)
 - ・報告事項 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用対象の見直しについて(非公開)

(会長)

では、改めまして議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。次第の2の報告事項から進んでいきたいと思いますが、会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき原則公開での審議になりますが、事務局から議題(2)と議題(3)の報告事項については、非公開としたい旨の連絡がありました。

会議の公開については、平塚市情報公開条例第31条及び平塚市景観規則第47条の規定により、審議会の議決により会議を公開しないことができるとなっておりますので、事務局から非公開とする理由の説明を受けた後に採決をします。

それではまず初めに事務局から非公開とする理由について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、非公開とする理由について説明いたします。

まず、「(2)今後の景観・屋外広告物施策について」を非公開とする理由です。この報告事項は、今後、本市で予定する施策についての報告であり、まだ確定していない未成熟な内容が含まれております。現時点でこうした情報を公開することは、市民の皆さんに不正確な理解と誤解を招く恐れがあることから、本件につきましては非公開にさせていただきたいと思ひます。

次に、「(3)平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用対象の見直しについて」ですが、この報告事項についても、現時点ではまだ未成熟な内容であることや、また、屋外広告物の許可状況など、非公表とすべき法人の情報についても、会議の中で触れる場合もあり得ることなどから、本件につきましても非公開にさせていただきたいと思ひます。

以上、御審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、質問や意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決をします。非公開とすることについて、賛成する委員の皆様は挙手をお願いします。

賛成多数により「(2)報告事項 今後の景観・屋外広告物施策について」及び「(3)報告事項 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用対象の見直しについて」の議案については、非公開とします。

続きまして、本日の審議会の議事録署名人を私と阿部委員としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事を進めてまいります。「(2)報告事項 今後の景観・屋外広告物施策について」を議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

【非公開議事】

(会長)

では、以上とさせていただきます。本日、いただいた意見も踏まえまして、引き続き検討いただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

[審議会閉会 午前11時55分]